

道路交通法の一部改正について

平成29年3月12日から

70歳～74歳の運転者の方

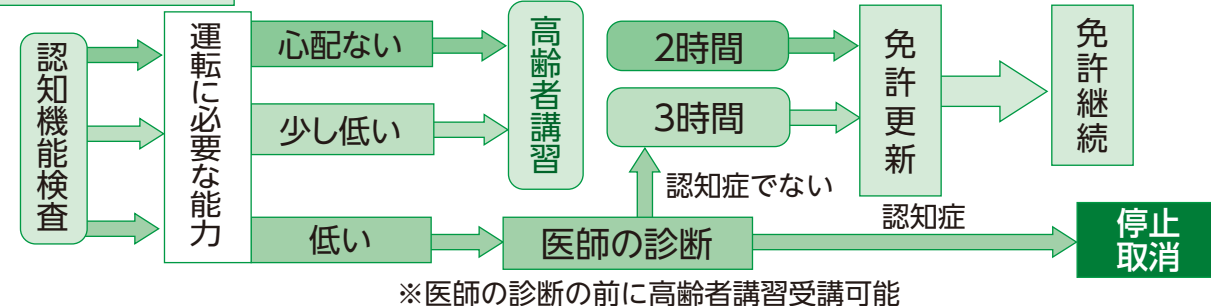
更新時の
高齢者講習

- ☆ 3時間から2時間へ短縮！
- ☆ 内容も充実



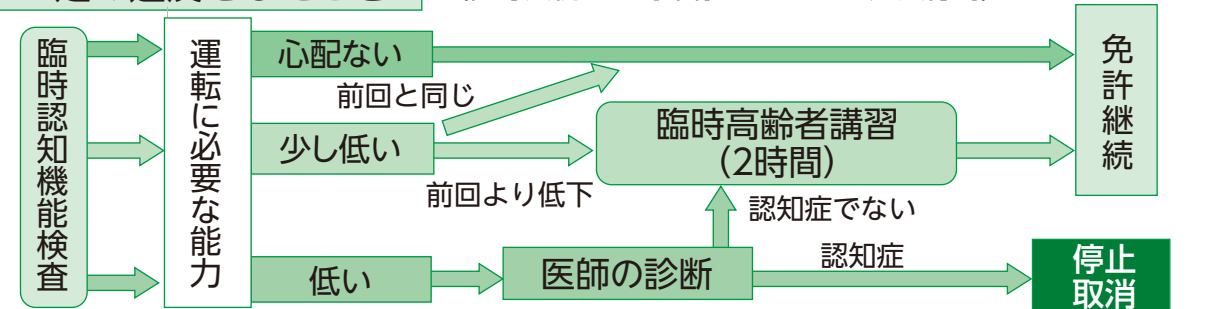
75歳以上の運転者の方

免許更新時



一定の違反をしたとき

(信号無視・一時不停止など18の違反行為)



お問い合わせ 島根県運転免許センター 松江市打出町250番地1 電話 0852-36-7400
島根県西部運転免許センター 浜田市竹迫町2385番地3 電話 0855-23-7900

みんな で障がい者虐待を防ぎましょう

障がい者の人権を守り、自立や社会参加を促すためには障がい者を虐待から守ることが大切です。虐待を受けている障がい者の方や障がい者への虐待を発見した方は、迷わずに「障がい者虐待防止センター」に相談しましょう。

障がい者虐待防止センターでは、虐待の相談のほかに、障がい者や養護者に対する相談・指導・助言も行っています。お気軽にご相談ください。

[虐待の種類とは]

- ・養護者による虐待・・・家族や親族または同居する人などによるもの
- ・障害者福祉施設従事者等による虐待・・・障害者福祉施設や障害福祉サービスなどの事業所で働いている職員によるもの
- ・使用者による虐待・・・障害者を雇用している事業主などによるもの

奥出雲町障がい者虐待防止センター

(奥出雲町三成358-1 福祉事務所内)

月～金(休日等の閉庁日を除く) 8:30～17:15

電話: 54-2541 ファックス: 54-0052

※平日の夜間、休日等の緊急時は、奥出雲町役場(電話: 54-1221)

所得税(住民税)の確定申告で必要な方へ

障害者控除認定書・おむつ代医療費控除証明書を発行します

① 障害者控除認定証

身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の高齢者の方で、障がいをお持ちの方と同等と認められる場合は、障害者控除・特別障害者控除を受けられます。

- ◆判定の基準 認知症高齢者の日常生活自立度(認知症度) と 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) により判定します
- ◆確認方法 介護保険の認定を受けている方 ⇒ 要介護認定時の主治医意見書 (役場窓口にて確認しますので、提出は不要です)
介護保険の認定を受けていない方 ⇒ 医師意見書 (申請時に提出してください)
- ◆申請に必要なもの 介護保険被保険者証・印鑑、医師意見書(介護保険を受けていない方のみ)

② おむつ代医療費控除証明書

概ね6ヵ月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事ができます。

初めてこの控除を受けるには、おむつが必要であるという医師の証明が必要です。しかし、前年に続いて控除を受ける方のうち、介護保険の認定を受けている方は、役場窓口にて証明書を発行できる場合がありますので、お気軽に窓口までお問い合わせください。

- ◆判定の基準 1) おおむね6か月以上寝たきり状態であること と 2) 尿失禁があること により判定します
- ◆申請に必要なもの 介護保険被保険者証・印鑑
なお、初めて控除を受けられる方や、介護保険の認定を受けていない方は医療機関へご相談ください。

③ 申請場所・期間

- ・仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 税務課
- ・平成29年1月4日(水)～平成29年3月15日(水)

※税の申告期限が近づくと窓口が混み合い、認定証等を即時交付できない場合があります。申請はお早めをお願いします。

障害者控除・おむつ代医療費控除に関するお問い合わせは・・・
健康福祉課医療介護保険グループ(電話 54-2511・有線 31-5123)